



こんにちは

日本共産党品川区議会議員

鈴木ひろ子

2007. 12. 30 NO. 347

2008. 1. 06 合併号

事務所 中延2-11-7 TEL3783-8833
区議団控え室(品川区役所内) TEL5742-6818

このニュースについてのご意見、ご要望をお寄せください。

病院に「しんぶん赤旗」もって交渉

差額ベッド代約60万円



「払わないで済みました！」

「ごぞんじですか？」

＜差額ベッド料＞

こんな場合は払わないで済みます

厚生省が2000年11月に出した医療通知では「差額ベッドを請求してはならない場合」として以下のように定めています。

- ①同意書による同意の確認を取っていないとき。
(同意書をとっても室料の記載がなかったり患者側の署名がない等不十分な場合も含む)
- ②「治療上の必要」で移したとき
★救急患者、術後患者などで病状が重篤なために安静を必要とする人、又は常に監視が必要で、適時適切な看護や介護を必要とする人。
★免疫力が低下して、感染症にかかるおそれのある患者。
★集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する必要のある終末期の患者。
これらの場合は、仮に同意書を出していたとしても払う必要はありません。
- ③患者の選択でなく、病棟管理などの必要から移したとき。
★MRSAなどに感染しており、他の入院患者の院内感染を防止するため移した場合。

旗の台にお住まいのAさんは、整形と内科的な病気で8月に入院。10月にMRSAに感染していることがわかり、1人部屋に移されました。もともと1日3万1500円の差額ベッド料の部屋代を6800円にすると説明され、同意書にサインをしたとのこと。

私は、厚生省から「病院が差額ベッドを請求してはならない場合」の通知(左表)が出されており、治療上の必要やMRSAなどの感染防止の場合は差額ベッド代はとれないことを説明し、「しんぶん

「こんな場合差額ベッドを請求してはならない」

—厚生省の通知

12月初めに「差額ベッド代が月20万円もかかってたいへん」との相談を受けました。「しんぶん赤旗」の「知らない損、こんな場合は払わないで済みます」などの資料を渡し、家族が交渉。約60万円の差額ベッド代を払わないで済みました。

赤旗」に特集された「差額ベッド、知らないで損・こんな場合は払わないで済みます」、厚生省からの通知、岩波「差額ベッドQ&A」、ひろ子ニュースなどの資料を渡しました。

「払わなくて済むことになりました！」

奥さんから「払わなくて済むことになりました！」と喜びの報告をいただきました。

Aさんの家族が「しんぶん赤旗」に線を引きもって行き、大病院医事課に交渉。「検討させてください」と言われた数日後、「MRSAに感染したために個室に移った10月からの差額ベッド代、さらにこれからの分も払わなくて結構です」と回答があったそうです。10月分の請求が20万1500円でしたから3ヶ月分だけでも約60万円になります。

医療制度の改正を

差額ベッド料は1984年の健保改悪で正式に認められたものです。国庫負担を減らし、患者への負担増、病院への診療報

酬を抑えました。病院経営が大変になる中で差額ベッドが増えています。国の基準も次々と緩和され、全ベッド数の5割、4人部屋まで可能としています。厚生省通知を守らない病院は大問題ですが、同時に差額ベッド料を取らなくても経営が成り立つ医療制度に改善が必要だと思います。皆さんのご意見をお寄せください。

区議会で全会一致で採択 「福祉タクシー券」 請願運動報告集会

西中延2丁目会館に22名が参

うれしい!



障害者に出されている福祉タクシー券、今回の請願項目は①視力障害2級を対象にして下さい。(23区で対象にしていないのは品川区と足立だけ) ②支給枚数を増やしてください。(月2300円は23区で下から2番目)

「福祉タクシー券」請願運動の取り組みは、地域に一軒ずつ署名をお願いして歩いたことや、3日間も区議会に通り何度も議員や会派に働きかけて公明党を除く5党派から紹介議員になってもらったこと、議会傍聴の感想などが出されました。請願者の磯野さんからは、目が見えないことがどれほど大きな不安を抱えることになるのか、今回の署名を集めるのにたくさんの方が20〜30人分も集めてくれるなど運動の輪が広がったことが報告されました。署名運動が具体的な要求実現に道を開いたことが今回の運動に取り組んだみんなの確信になったことをあらためて実感しました。後半は、私が講師になり介護保険と後期高齢者医療制度の学習を行いました。

特養ホーム増設を一日も早く 後期高齢者医療制度の中止を
学習・懇談会
1月13日(日)午後1時半〜
中小企業センター2F大講習室
講師：谷本 諭さん

無料 法律・生活相談会
1月30日(水)午後6:30〜
鈴木ひろ子事務所
中延2-11-7 TEL3783-8833

